

勝浦市農業委員会会議録

(4 月定例会)

平成30年4月6日（金曜日）午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所（301会議室）に招集した。

1 出席委員は、8名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	6 番 佐 藤 衛	7 番 藤 江 義 博
8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

3月は7日に定例会があり、その後8日と9日の2日間に渡りまして静岡県富士宮市農業委員会へ視察研修に行つて参りました。

皆様におかれましては、日々大変お忙しい中ご参加いただき、ありがとうございます。

先方の農業委員会の活動の在り方等につきまして、学んできた訳でございます。

平成30年度で言えば4月が新年度となります。

そういった事でこの定例会終了後に農地利用最適化推進委員との合同会議を予定しております。

新たな年度となり、今年度につきましても皆様方と協力し合い、良き農業委員会活動ができますようお願い申し上げます、会議に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会4月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、1番吉野茂子委員及び2番末吉光委員を指名いたします。

よろしく願います。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は宿戸の畑、現況田、1筆、2,720平方メートル、テニスコートに転用するための、使用貸借を目的とした申請であります。

施設の概要は、テニスコート、2面、1,322平方メートル、管理棟、1棟、66平方メートル、砂保管倉庫、25平方メートル、テニス用具保管倉庫、50平方メートルです。

転用の時期は許可日から平成30年7月31日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は高齢となった父の毎日の様子を確認したく、父親の居宅の隣地でテニス教室の運営をするためテニスコートを整備したいとし、譲渡人は譲受

人の申出に同意するとして申請がなされたものであります。

なお、申請地の一部は宅地敷地の一部として利用されている状態となっており、これは、先代から相続した時点で現況のとおりで、今回の計画に伴う土地の調査で事実が判明するまでは分からなかったとのことで、これに関する始末書が提出されております。

申請位置は、給食センターの●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、6番佐藤衛委員をお願いします。

○6番（佐藤衛委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

3月31日、申請者と面談し現地を確認したところ、昨年まで耕作されていた状況でありました。

譲受人は、テニス教室を運営するため、この土地にテニスコートを整備したいとして申請に至ったとのことです。

この土地の選定理由は、他の土地は高低差や進入路狭小等の理由により困難であること、また、本土地は、高齢の父親が居住する居宅の隣地であり毎日の様子を確認することができることから、この土地を選定したとのことであります。

なお、この計画に伴い土地を確認したところ、この土地の一部が以前より宅地の一部として利用されていたと思われることが判明し、内容は始末書のとおりであります。

本来は、農地への復元を指導するところではありますが、本計画によりこれの是正が図れること、周辺の農地への影響はないと思われること、特別な造成工事は伴わないことから転用も確実であると思われることから、調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛

成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年3月23日付けで決定を求められたものです。

このたびの4月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画12件、8,751.31平方メートル、再設定計画6件、9,380平方メートル、合計18件、18,131.31平方メートルです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、上野の田、1筆、704平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の再設定です。

3ページをご覧ください。

申請番号2番、上野の田、1筆、1,021平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の再設定です。

4ページをご覧ください。

申請番号3番、上野の田、2筆、1,907平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から3ヶ年の再設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号4番、杉戸の田、1筆、1,083平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の新規設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号5番、植野の田、2筆、2,220平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の新規設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号6番、赤羽根の田、2筆、1, 338平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の新規設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号7番、中里の畑、2筆、813平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号8番、中島の田1筆、1, 993平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号9番、中島の田、2筆、2, 942平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から5ヶ年の再設定です。

11ページから19ページの9件は、名木木戸地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

これまで63件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

資料の19ページの後ろにA3サイズの見開きの地域の全体図、その後ろにA4サイズの詳細な地図を添付しております。

それぞれに丸で囲んだ数字が記載されています。

大きい地図で見ますと1から10番まで全ての番号がありますが、詳細図についてはそれぞれの位置がこの番号とリンクするようになっております。

詳細図ですが、緑に着色されている部分が今回設定しようとするところでございます。

農地の他に農業用施設用地として公衆用道路等に中間管理権を設定するという部分もございましてご承知おき願います。

それでは、11ページをご覧ください。

申請番号10番、名木の田、2筆、816平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

12ページをご覧ください。

申請番号11番、大森の畑、1筆の一部、611平方メートルのうち91平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

なお、本件につきましては、昨年12月に農地中間管理機構との賃借権を筆全体の面積で設定いたしました。が、事業に該当するのは一部であったことから、後の報告に関連いたします。両者合意による解約を経て新たに設定しようとするものです。

13ページをご覧ください。

申請番号12番、大森の農業用施設用地、3筆、25.31平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

14ページをご覧ください。

申請番号13番、大森の農業用施設用地、1筆、20平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

15ページをご覧ください。

申請番号14番、上植野の農業用施設用地、1筆、528平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

16ページをご覧ください。

申請番号15番、上植野の農業用施設用地、1筆、310平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

17ページをご覧ください。

申請番号16番、上植野の農業用施設用地、1筆、383平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

18ページをご覧ください。

申請番号17番、名木の農業用施設用地、1筆の一部、4,958平方メートルのうち65平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

19ページをご覧ください。

申請番号18番、上植野の田1筆、農業用施設用地、3筆、計4筆で1,872平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、5月1日から16ヶ年の新規設定です。

この農業用施設用地ですが、個人の土地が道になっていたり、道路の法面になっているなど山林や原野または公衆用道路の地目で登記されている部分です。

これが土地改良事業の中で取り込まれた上で、それぞれの所有者のところに換地される計画となっており、一度農地台帳に記載の上での利用権設定となりますので農地以外の地目で申請されているという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。
これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第2号、申請番号1番から18番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第3、報告でございます。
報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、及び報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。
窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。
報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、このたびの4月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は4件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。
続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。
このたびの4月定例会にご報告すべき件数は3件でありました。
以上で報告を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。
委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） なしとの声がございましたので、日程第4、その他を終わります。
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会4月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後1時55分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年4月6日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
